

桃李園デイハウス与板 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長岡老人福祉協会（以下「事業者」という。）が運営する桃李園デイハウス与板（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定地域密着型通所介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供することを目的とする。

(指定地域密着型通所介護の運営の方針)

- 第2条 事業者は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、要介護者の意思及び人格を尊重し、常に要介護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
 - 4 前項のほか、「長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長岡市条例第52号）」その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防通所サービスの運営の方針)

- 第3条 事業者は、要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者等の心身機能の維持回復を図ることをもって、要支援者等の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定介護予防通所サービスの実施に当たっては、要支援者等の意思及び人格を尊重し、常に要支援者等の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定介護予防通所サービスの実施に当たっては、要支援者等の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは

要支援者等が行うことを基本としたサービス提供に努める。

- 4 前項のほか「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）」又は「長岡市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業・第1号通所事業の人員・設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年長岡市告示第108号）」その他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施する。

（指定地域密着型通所介護と指定介護予防通所サービスの一体的運営）

第4条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスのサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 桃李園デイハウス与板
- (2) 所在地 長岡市与板町与板甲34番地

（従業者の資格）

第6条 事業所に勤務する従業者（以下「職員」という。）の資格は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生 活 相 談 員 社会福祉士又は社会福祉主事（任用資格を含む。）又は精神保健福祉士
- (2) 看 護 職 員 看護師又は准看護師
- (3) 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

（職員の職種、員数及び職務内容）

第7条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定地域密着型通所介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

- (3) 看護職員 1人以上

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

- (4) 介護職員 2人以上

利用者の介護を行い、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、自立した日常生活を営むための支援及び介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上（看護職員兼務）

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第8条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分～午後3時30分までとする。

但し、利用者及び家族の都合や希望があった場合は、必要に応じてサービス提供する。

（実施単位及び利用定員）

第9条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施単位 1単位
- (2) 利用定員 18人

（指定地域密着型通所介護の内容）

第10条 指定地域密着型通所介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、要介護者の要介護状態の軽減又は維持に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。
- (2) 事業者は、地域密着型通所介護計画に従って、要介護者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (3) 事業者は、自ら提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たって、介護技術の進歩にあわせた適切な介護が行われるよう配慮するものとする。
- (5) 職員は指定地域密着型通所介護の提供に当たって、要介護者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、要介護者又はその家族に対し、指定地域密着型通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 職員は、常に要介護者の心身の状況を的確に把握し、入浴、排せつ等その他の日常生活上の世話、機能訓練等を要介護者の希望に沿って提供するものとする。特に認知症を有する要介護者に対しては、要介護者の有する特性に対応した指定地域密着型通所介護が提供できる体制を整えるものとする。

(指定介護予防通所サービスの内容)

第11条 指定介護予防通所サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、指定介護予防通所サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防通所サービスの提供に当たっては、要支援者等の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、介護予防通所サービス計画を作成しなければならない。
- (2) 指定介護予防通所サービスの提供に当たっては、主治医又は歯科医師やサービス担当者会議等からの情報により、要支援者等の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、その状況を踏まえて、介護予防通所サービス計画に沿って、サービスの提供を行わなければならない。
- (3) 指定介護予防通所サービスの提供に当たっては、要支援者等のとのコミュニケーションを図るその他の方法により、要支援者等が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。
- (4) 事業者は、自ら提供する指定介護予防通所サービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (5) 事業者は、指定介護予防通所サービスの提供に当たって、介護技術の進歩にあわせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。
- (6) 職員は指定介護予防通所サービスの提供に当たって、要支援者等の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、要支援者等又はその家族に対し、指定介護予防通所サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定地域密着型通所介護等の利用料は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示126号）」及び「長岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年長岡市告示第107号）」に定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 690円
- (2) おむつ代 実費
- (3) 指定地域密着型通所介護等で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用 実費

3 前2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明し同意を得るものとする。ただし、前項第1号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。

4 第2項第1号の額を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は長岡市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時の対応等)

第15条 職員は、指定地域密着型通所介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第17条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(地域との連携等)

第18条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、市役所職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第20条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
 - (4) 前3号に規定する措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

（身体拘束等）

- 第22条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者、家族に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」により説明を行い、同意を受け、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合について、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった時には直ちに解除する。

（業務継続計画の策定）

- 第23条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理等）

- 第24条 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。必要に応じ第三者委員も相談、苦情対応行うものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第25条 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(職員の研修)

第26条 事業者は、全ての職員に対し、職員の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年に2回以上実施

2 事業者は、全ての従業者(看護、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第27条 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画及び介護予防通所サービス計画

(2) 提供した具体的サービス内容等の記録

(3) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は令和6年10月1日から施行する。